

受付番号票貼付欄

※ 貼付欄は法務局の登記官が使用します。

代理人  
の印

合同会社の組織変更による株式会社の設立登記申請書

- |            |                              |    |
|------------|------------------------------|----|
| 1. 会社法人等番号 | 3600-03-010394               |    |
| フリガナ       | コレストホーム                      |    |
| 1. 商号      | 株式会社Corest home              |    |
| 1. 本店      | 沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6             |    |
| 1. 登記の事由   | 組織変更による設立                    |    |
| 1. 登記すべき事項 | 別紙のとおり                       |    |
| 1. 課税標準金額  | 金2円                          |    |
| 1. 登録免許税   | 金30,000円                     |    |
| 1. 添付書類    | 定款                           | 1通 |
|            | 定款は総社員の同意書（組織変更計画書）の記載を援用する。 |    |
|            | 組織変更計画書                      | 1通 |
|            | 組織変更計画書は同意書の記載を援用する。         |    |
|            | 組織変更計画に関する総社員の同意書            | 1通 |
|            | 互選書                          | 1通 |
|            | 取締役及び代表取締役の就任承諾書             | 3通 |
|            | 代表取締役の就任承諾書は互選書の記載を援用する。     |    |
|            | 印鑑証明書                        | 1通 |
|            | 本人確認証明書                      | 2通 |
|            | 公告及び催告をしたことを証する書面            | 1通 |
|            | 異議を述べた債権者がいないことを証する書面        | 1通 |
|            | 登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書  | 1通 |
|            | 委任状                          | 1通 |

上記のとおり登記の申請をします。

令和3年11月8日

沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6  
申請人（商号） 株式会社Corest home

沖縄県南城市大里字古堅303番地1  
代表取締役 仲村渠雄大

沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6  
上記代理人 真栄田大輔  
電話番号 080-6494-4139

代理人  
の印

設立登記申請書と印紙台紙・登記すべき事項を重ねてホチキスで左側を2箇所綴じ、押印した印鑑で契印をします。

印紙台紙

収入印紙貼付台紙（登録免許税分） 金30,000円

設立登記申請書と印紙台紙・登記すべき事項を重ねてホチキスで左側を2箇所綴じ、押印した印鑑で契印をします。

代理人  
の印

30,000円分の収入印紙を貼付してください。



※ 収入印紙には絶対に消印をしない。

法務局での作業の都合上、収入印紙は右側に寄せて貼付してください。

登記すべき事項（別紙）

「商号」株式会社Corest home

「本店」沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6

「公告をする方法」官報に掲載する方法により行う。

「会社成立の年月日」令和2年6月18日

「目的」

- 1 リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務
- 2 一般住宅の増改築、リフォームの設計、施工
- 3 建築及びリフォーム工事の設計・管理・施行・請負
- 4 飲食店の経営
- 5 インテリア照明、家具、日用雑貨、衣料品の輸入卸業及び小売販売
- 6 オフィスビル、卸売り店舗、小売り店舗及び展示場等の商業施設の企画、開発、管理及び運営
- 7 上記各号に附帯関連する一切の事業

「発行可能株式総数」2株

「発行済株式の総数」2株

「資本金の額」金2円

「株式の譲渡制限に関する規定」当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」仲村渠雄大

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」真栄田大輔

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」伊木祐二

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」沖縄県南城市大里字古堅303番地1

「氏名」仲村渠雄大

「登記記録に関する事項」令和3年11月7日合同会社Corestを組織変更し設立

法人の  
代表印

## 委任状

(住所) 沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6

(氏名) 真栄田大輔

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 下記の登記申請に関する一切の件
1. 下記の登記申請に関する添付書類の原本還付請求及びその受領に関する件
1. 登記申請の内容  
合同会社の組織変更による株式会社の設立

令和3年11月8日

(本店) 沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6

(商号) 株式会社Corest home

(住所) 沖縄県南城市大里字古堅303番地1

代表取締役 仲村渠雄大

法人の  
代表印

本紙は、登記書類のご案内です。【ご注意】本紙は、登記書類ではありません。

## <登記書類のご案内>

### ■ 公告をしたことを証する書面

公告をしたことを証する書面（官報掲載紙）は必ず原本を提出してください。

### ■ 印鑑証明書

以下の方の印鑑証明書（原本）を株式会社設立登記申請書に添付してください。

仲村渠雄大 様

### ■ 本人確認証明書

以下の方の本人確認証明書（住民票等）を株式会社設立登記申請書に添付してください。

真栄田大輔 様

伊木祐二 様

※ 平成27年2月27日以降は登記規則の改正により、役員の本人確認証明書が必要となりました。

### ■ 押印マークについて



←このマークの箇所には、株式会社の法人印（法人の代表印）を押印します。

※ 合同会社の法人印を引き続き使用することも可能



←このマークの箇所には、合同会社の法人印（法人の代表印）を押印します。

※ 法務局に、現在届出されている合同会社の法人印



←このマークの箇所には、個人の実印を押印します。



←このマークの箇所には、代理人の認め印（シャチハタ不可）を押印します。



←このマークの箇所には、個人の認め印（シャチハタ不可）を押印します。

※ 印鑑届書にも「個人の実印」を押印する箇所があります。

### ■ 本人確認証明書の種類

#### ○ 住民票記載事項証明書

個人番号が記載されていないものを使用してください。

#### ○ 戸籍の附票

#### ○ 住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※1

#### ○ 運転免許証等のコピー※1

（※1必ず裏表を1枚にコピー、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印が必要です。）

#### ○ マイナンバーカードの表面のみのコピー※2

（※2表面のみをコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印が必要です。）

尚、市町村長から交付される個人番号「通知カード」は、本人確認証明書として使用できません。

### ■ 設立登記申請書と印紙台紙・登記すべき事項を合綴

設立登記申請書の下に印紙台紙・登記すべき事項（別紙）の順に重ねてホチキスで綴じた後に、全ページに契印（割印）が必要です。

※ 契印（割印）は、登記申請書に押した「代理人の印」を押します。

■ 解散登記申請書と印紙台紙を合綴

解散登記申請書の下に印紙台紙を重ねてホチキスで綴じた後に、契印（割印）が必要です。

※ 契印（割印）は、登記申請書に押した「代理人の印」を押します。

■ 登録免許税

印紙台紙に、登録免許税分の収入印紙を貼付して申請してください。

※ 収入印紙は、法務局で購入できます。（収入印紙に、消印は絶対にしないでください。）

（１）合同会社の組織変更による株式会社の設立登記申請書

登録免許税 30,000 円分の収入印紙を添付してください。

（２）合同会社の組織変更による解散登記申請書

登録免許税 30,000 円分の収入印紙を添付してください。

■ 総社員の同意書・組織変更計画書・定款（案）のすべてを合綴

総社員の同意書の下に、組織変更計画書・定款（案）を順番に重ねてホチキスで綴じた後、契印（割印）が必要です。

個人印

個人印

## 同意書

1. 株式会社へ組織変更するに際して、会社法第746条の規定に基づいて作成した別紙組織変更計画書について

当会社の社員全員は、上記事項について同意した。

令和3年9月8日

合同会社Corest

社員 真栄田大輔

個人印

社員 伊木祐二

個人印

# 組織変更計画書

## 1. 目的

- 1 リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務
- 2 一般住宅の増改築、リフォームの設計、施工
- 3 建築及びリフォーム工事の設計・管理・施行・請負
- 4 飲食店の経営
- 5 インテリア照明、家具、日用雑貨、衣料品の輸入卸業及び小売販売
- 6 オフィスビル、卸売り店舗、小売り店舗及び展示場等の商業施設の企画、開発、管理及び運営
- 7 上記各号に附帯関連する一切の事業

1. 商号 株式会社Corest home

1. 本店 沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6

1. 発行可能株式総数 2株

1. 上記の事項以外に定款で定める事項  
別紙定款案のとおり。

1. 取締役の氏名 仲村渠雄大  
真栄田大輔  
伊木祐二

1. 組織変更をする持分会社の社員が組織変更の際して取得する組織変更後の株式の数又はその数の算定方法  
2株

1. 組織変更をする持分会社の社員に対する割当てに関する事項  
以下のとおり割り当てることとする。  
社員真栄田大輔について1株  
社員伊木祐二について1株

1. 効力発生日 令和3年11月7日

# 株式会社Corest home 定款（案）

## 第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社Corest homeと称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務
- 2 一般住宅の増改築、リフォームの設計、施工
- 3 建築及びリフォーム工事の設計・管理・施行・請負
- 4 飲食店の経営
- 5 インテリア照明、家具、日用雑貨、衣料品の輸入卸業及び小売販売
- 6 オフィスビル、卸売り店舗、小売り店舗及び展示場等の商業施設の企画、開発、管理及び運営
- 7 上記各号に附带関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を沖縄県島尻郡南風原町に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、2株とする。

（株券の不発行）

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求

をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日の3日前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる全ての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに株主総会を開催することができる。

4 前項の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2 代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第20条 当社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

(取締役に対する報酬等及び退職慰労金)

第21条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(法令の準拠)

第24条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の関係法令に従う。

上記定款は、沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6合同会社Corestの組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

同意書・組織変更計画書・定款(案)を重ねてホチキスで左側を2箇所綴じ、押印した印鑑で契印をします。

個人印

個人印



## 互 選 書

令和3年11月7日午前10時00分、当社の本店において、取締役全員の一致をもって、次の事項につき可決確定した。

### 1. 代表取締役選定の件

沖縄県南城市大里字古堅303番地1  
代表取締役 仲村渠雄大

なお、被選任者は、その就任を承諾した。  
上記決定を明確にするため、この決定書を作成し、取締役の全員がこれに記名押印する。

令和3年11月7日

株式会社Corest home

取締役 仲村渠雄大



取締役 真栄田大輔



取締役 伊木祐二



実印

## 就任承諾書

私は、令和3年9月8日に株式会社Corest homeの取締役を選任されましたので、組織変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾いたします。

令和3年9月8日

沖縄県南城市大里字古堅303番地1

仲村渠雄大

実印

合同会社Corest 御中

個人印

## 就 任 承 諾 書

私は、令和3年9月8日に株式会社Corest homeの取締役を選任  
されましたので、組織変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾いたし  
ます。

令和3年9月8日

沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6

真栄田大輔

個人印

合同会社Corest 御中

個人印

## 就任承諾書

私は、令和3年9月8日に株式会社Corest homeの取締役を選任されましたので、組織変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾いたします。

令和3年9月8日

名古屋市中村区向島町5丁目28番地8シティファミリーA棟702号

伊木祐二

個人印

合同会社Corest 御中

(同)  
代表印

## 上 申 書

令和3年9月8日総社員の同意により、合同会社C o r e s t を株式会社C o r e s t h o m e に組織変更するについて、会社法第781条の規定により債権者に対して公告及び催告を致しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

ここに上申します。

令和3年11月7日

沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6  
合同会社C o r e s t  
代表社員 真栄田大輔

(同)  
代表印

那覇地方法務局 御中



## 上 申 書

令和3年9月8日総社員の同意により、合同会社Corestを株式会社Corest homeに組織変更するについて、会社法第781条の規定により催告をすべき知れたる債権者はいませんでした。

ここに上申します。

令和3年11月7日

沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6  
合同会社Corest  
代表社員 真栄田大輔



那覇地方法務局 御中

## 登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書

登録免許税法施行規則第12条第4項に掲げる額は、次のとおりである。

- ① 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第12条第4項第1号）

金2円

- ② 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第12条第4項第1号）

金0円

- ③ 組織変更後の株式会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の社員に対して交付する財産（当該組織変更後の株式会社の株式を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第12条第4項第2号）

金0円

上記の額に相違ないことを証明する。

令和3年11月7日

沖縄県島尻郡南風原町宮平2-4-6

株式会社Corest home

代表取締役 仲村渠雄大

受付番号票貼付欄

※ 貼付欄は法務局の登記官が使用します。

代理人  
の印

## 合同会社組織変更による解散登記申請書

1. 会社法人等番号 3600-03-010394
- フリガナ コレスト
1. 商号 合同会社Corest
1. 本店 沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6
1. 登記の事由 組織変更による解散
1. 登記すべき事項 令和3年11月7日沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6株式会社Corest homeに組織変更したことにより解散
1. 登録免許税 金30,000円
1. 添付書類 委任状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和3年11月8日

沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6  
申請人(商号) 株式会社Corest home

沖縄県南城市大里字古堅303番地1  
代表取締役 仲村渠雄大

沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6  
上記代理人 真栄田大輔  
電話番号 080-6494-4139

代理人  
の印

那覇地方法務局 御中

印紙台紙

収入印紙貼付台紙（登録免許税分） 金30,000円

解散登記申請書と印紙台紙を重ねてホチキスで左側を2箇所綴じ、押印した印鑑で契印をします。

代理人  
の印

30,000円分の収入印紙を貼付してください。



※ 収入印紙には絶対に消印をしない。

法務局での作業の都合上、収入印紙は右側に寄せて貼付してください。

法人の  
代表印

## 委任状

(住所) 沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6

(氏名) 真栄田大輔

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 下記の登記申請に関する一切の件
1. 下記の登記申請に関する添付書類の原本還付請求及びその受領に関する件
1. 登記申請の内容  
合同会社組織変更による解散

令和3年11月8日

(本店) 沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6

(商号) 株式会社Corest home

(住所) 沖縄県南城市大里字古堅303番地1

代表取締役 仲村渠雄大

法人の  
代表印

# 印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

那覇地方法務局 令和 年 月 日 申請

(注1) (届出印は鮮明に押印してください。)	商号・名称	株式会社Corest home					
	本店・主たる事務所	沖縄県島尻郡南風原町宮平24-6					
	印鑑提出者	資格	代表取締役				
		氏名	仲村渠雄大				
	生年月日	平成11年1月19日生					
(注2) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。 <input type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。	会社法人等番号	3600-03-010394					
印鑑カード番号 前任者		(注3)の印					
届出人(注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人							
住所	沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6						
フリガナ	マエダダイスケ						
氏名	真栄田大輔						

## 委任状

私は、(住所)沖縄県島尻郡南風原町宮平24番地6  
(氏名)真栄田大輔

を代理人と定め、印鑑の届出の権限を委任します。

令和 3年 11月 8日

住所 沖縄県南城市大里字古堅303番地1

氏名 仲村渠雄大

印 (市区町村に  
登録した印鑑)

市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注4)

(注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。

(注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。

(注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に所要事項を記載し、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。

(注4) この届書には作成後3か月以内の本人の印鑑証明書を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合は、□にレ印をつけてください。

印鑑処理年月日				
印鑑処理番号	受付	調査	入力	校合

(乙号・8)

↑ (注1) の枠内に、仲村渠雄大様が所持する「法人の代表印」を押印します。

↑ (注3) の印の枠内に、真栄田大輔様の認印を押印します。 ↑ 委任する仲村渠雄大様の実印を押印します。